

明和町地域防災計画

【震災対策計画】

《目次》

第1章 災害予防	震災-1
第1節 地震に強い地域づくり	震災-1
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え.....	震災-4
第3節 住民等の防災活動の促進.....	震災-6
第4節 その他の予防計画	震災-7
第2章 災害応急対策	震災-8
第1節 地震発生直後の情報収集・連絡及び通信の確保.....	震災-8
第2節 活動体制の確立	震災-12
第3節 消火、救助・救急及び医療活動.....	震災-16
第4節 避難の受入活動	震災-18
第5節 二次災害の防止活動	震災-20
第6節 その他の応急対策	震災-21
第3章 災害復旧・復興対策	震災-22

第1章 災害予防

第1節 地震に強い地域づくり

項目	主担当及び関係機関
第1 地震に強いまちづくりの推進	都市建設課
第2 建築物の安全化	各課、各防災関係機関
第3 液状化対策	総務課、都市建設課、各防災関係機関

地方公共団体は、国土の保全に関する事項、建物の不燃堅ろう化その他都市の防災構造の改善に関する事項、交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項の実施に努めることとされている。(災対法第8条第2項第2号、第3号、第4号)

このため、町その他防災関係機関は、次の計画の実現に向けて努力する。

第1 地震に強いまちづくりの推進

1 地震に強いまちづくりの推進

町（都市建設課）は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めるに当たっては、地域住民の生命、身体及び財産を地震から守るための施策をその中に位置づけるよう努める。

また、都市計画を定めるに当たっては、地震に強い都市構造の形成のため、必要に応じて「防火地域」又は「準防火地域」を定め、土地区画整理事業等により、防災上重要な市街地の整備を推進するとともに、災害時の避難、消防、救護活動等に寄与する道路、公園等の公共施設の整備を図るなど防災に配慮したまちづくりを推進するよう努める。

特に、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、緑地帯などについては、計画的に整備するよう努める。

さらに、災害時における電気・水道・ガス・通信サービス等のライフラインの安全性・信頼性を確保するための共同溝の整備、緊急的な消火・生活用水を確保するための施設等の整備にも努める。

2 都市防災推進事業の利用

町（都市建設課）は、地震に強いまちづくりを推進するに当たっては、以下の各事業を必要に応じて利用する。

- ア 災害危険度判定等調査事業
- イ 住民等のまちづくり活動支援事業

第2 建築物の安全化

1 建築物の耐震性の確保

県及び町は、建築物の耐震性の確保を推進するため、建築基準法に定める構造基準の遵守の指導に努める。

(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律の推進

県（太田土木事務所）は、必要に応じて学校や多数の者が利用する建築物等の所有者に対して、耐震診断及び耐震改修について指導及び助言等の措置を行う。

(2) 明和町耐震改修促進計画の推進

町（都市建設課）は「第2次 明和町耐震改修促進計画」を推進し、次の耐震化目標の達成を図る。

明和町の耐震化目標

	令和2年度 (中間目標)	令和7年度 (最終目標)
住宅（減災化した住戸を含む。）	80%	100%
町有建築物	90%	100%

(3) 耐震改修に係る支援

町（都市建設課）は、耐震診断及び耐震改修に係る窓口を設置し、また、「木造住宅耐震診断者派遣事業」、「木造住宅耐震改修補助事業補助金」及び「ブロック塀除却・改修補助事業補助金」を周知し、住宅等の耐震化及び通学路の安全確保を促進する。

2 公共建築物及び防災上重要な建築物の安全性確保

(1) 町（各施設管理課）及び各防災関係機関は、不特定多数の者が利用する公共建築物及び防災上重要な施設について耐震性の確保に特に配慮する。また、町（都市建設課）は町有建築物の耐震診断の実施状況や実施結果の公表に努める。

(2) 町（各施設管理課）は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

(3) 町（各施設管理課）は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

3 建築物の非構造部材の脱落防止対策等の推進

町（都市建設課）及び建築物の所有者は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を推進する。

4 文化財の保護

町（生涯学習課）は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努める。

5 空家等の把握

町（産業環境課）は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

第3 液状化対策

1 公共施設等の液状化対策

町及び各防災関係機関は、学校その他の多数の者が利用する施設の設置に当たっては、

第1章 災害予防 第1節 地震に強い地域づくり

地震による地盤の液状化被害を防止するため、地盤改良、施設の構造強化等の対策を必要に応じ適切に実施する。特に、大規模開発に当たっては、液状化被害の防止に特段の配慮を行う。

2 液状化対策の知識の普及

町（都市建設課）は、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等のマニュアル等による普及を始め、住民への液状化対策の知識の普及を図る。また、県（危機管理課、建築課）及び町（総務課、都市建設課）は、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップの作成・公表に努める。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

項目	主担当及び関係機関
第1 消火活動体制の整備	総務課、館林地区消防組合
第2 二次災害の予防	総務課、都市建設課、館林地区消防組合

第1 消火活動体制の整備

1 消防力の整備

館林地区消防組合及び町（総務課）は「消防力の整備指針」に適合するように消防組織の拡充・強化、消防施設の充実に努める。

また、地震による火災に備え、「消防水利の基準」に適合するように消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利、プール等を指定消防水利として活用し、その多様化を図るとともに、適正な配置に努める。

2 出火の防止

(1) 建築同意制度の活用

館林地区消防組合は、建築面からの出火の防止を図るため、消防法第7条に規定する建築物の新築、増築、改築等に係る消防長又は消防署長の同意制度を効果的に活用する。

(2) 住民に対する啓発

館林地区消防組合及び町（総務課）は、地震時における火災予防思想の普及に努めるとともに、自主防災組織の指導者に対し、消火に必要な技術等を教授する。

(3) 消防設備士等の教育

県は、消防設備士等の講習において、耐震措置等に関する教育を行う。

(4) 予防査察における指導

館林地区消防組合は、防火対象物の状況を把握し、予防査察において関係者に対し地震時の防火安全対策を指導する。

3 住民及び企業の消火活動体制の整備

館林市地区消防組合及び町（総務課）は、次の対策を講ずる。

ア 地域ぐるみの消防訓練を実施し、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

イ 企業の防火管理者を対象に防火研修を行うとともに、消防法に基づく消防計画の作成指導及び消防訓練指導を行い、企業における自衛消防力の強化を図る。

4 消火活動計画の作成及び消火訓練の実施

館林地区消防組合は、大規模地震時の同時多発火災、道路の損壊など迅速な消防活動が困難となる場面を考慮した消防水利の確保及び迅速な消火活動の具体的な方法について計画を作成し、平時から消火訓練を行う。

また、当該計画には、救急活動、救助活動及び消火活動の振り分け又は優先順位を盛り込むこととし、必要に応じ広域応援又は県を通じて県警察、自衛隊の応援を要請することを予定しておく。

第2 二次災害の予防

1 円滑な危険度判定の備え

町（都市建設課）は、町内の建築士等に対して被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の要請、登録を促進する。また、これらの判定士の災害時における町内の危険度判定への協力体制を確保するほか、判定のための資機材等の備蓄を推進する。

2 危険物等による被害の防止

町（総務課）及び館林地区消防組合は、危険物等の爆発、漏洩等の二次災害が発生しないよう、危険物等の取扱い事業者に災害予防計画の策定や防災訓練を指導する。

第3節 住民等の防災活動の促進

項目	主担当及び関係機関
防災思想の普及	各課、各防災関係機関

1 防災知識の普及

町（総務課）、明和消防署、館林警察署は、防災週間、水防月間、防災関連行事等を通じ、住民に対して次の事項の周知、徹底を図る。

- ア 家庭内の危険防止
- イ 家庭内防災会議の開催
- ウ 非常持ち出し品の準備
- エ 屋内、屋外及び自動車運転中にとるべき措置
- オ 正しい情報の入手
- カ 電話に関する留意事項

2 学校教育による防災知識の普及

町（学校教育課）は、学校教育を通じて災害に対する知識の普及を図るとともに、避難訓練を実施するなど、児童、生徒の防災意識の高揚を図る。

3 防災知識の普及啓発資料の作成・配布等

町（総務課）は、ハザードマップ、防災マップ、災害時の行動マニュアル等を分かり易く作成し、住民等に配布するとともに、防災研修等により防災知識の普及啓発に努める。

4 防災訓練の実施指導

町（総務課、学校教育課、産業環境課）、明和消防署は、地域、事業所、学校等において定期的な防災訓練を行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

5 知識の普及等に当たっての配慮

町（各課）及び各防災関係機関は、防災知識の普及及び訓練の実施に当たっては、次の事項に留意する。

- ア 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の多様なニーズに十分配慮し地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。
- イ 防災の現場及び防災の方針等検討過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。
- ウ 疑似体験装置等訴求効果の高いものを活用する。
- エ 住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努める。また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。
- オ 小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体に負担になることなど被災地支援に関する知識を整理し、その知識の普及及び内容の周知等に努める。

第4節 その他の予防計画

その他、次の災害予防事項は、風水害対策計画に準じて実施する。

対策項目	参照先
避難場所・指定避難所・避難路の整備	※風水害対策計画 第1章・第1節・第4「避難場所・指定避難所・避難路の整備」に準ずる。
ライフライン施設等の機能の確保	※風水害対策計画 第1章・第1節・第6「ライフライン施設等の機能確保」に準ずる。
避難誘導體制の整備	※風水害対策計画 第1章・第2節・第1「避難誘導體制の整備」に準ずる。
災害未然防止活動体制の整備	※風水害対策計画 第1章・第2節・第3「災害未然防止活動体制の整備」に準ずる。
情報収集・連絡体制の整備	※風水害対策計画 第1章・第2節・第5「情報収集・連絡体制の整備」に準ずる。
通信手段の確保	※風水害対策計画 第1章・第2節・第6「通信手段の確保」に準ずる。
職員の応急活動体制の整備	※風水害対策計画 第1章・第2節・第7「職員の応急活動体制の整備」に準ずる。
情報連携体制の整備	※風水害対策計画 第1章・第2節・第8「情報連携体制の整備」に準ずる。
防災中枢機能の確保	※風水害対策計画 第1章・第2節・第9「防災中枢機能の確保」に準ずる。
救助・救急、保健医療及び消火活動体制の整備	※風水害対策計画 第1章・第2節・第10「救助・救急、保健医療及び消火活動体制の整備」に準ずる。
緊急輸送活動体制の整備	※風水害対策計画 第1章・第2節・第11「緊急輸送活動体制の整備」に準ずる。
避難の受入体制の整備	※風水害対策計画 第1章・第2節・第12「避難の受入体制の整備」に準ずる。
飲食料・生活必需品の確保体制の整備	※風水害対策計画 第1章・第2節・第13「飲食料・生活必需品の確保体制の整備」に準ずる。
広報・広聴体制の整備	※風水害対策計画 第1章・第2節・第14「広報・広聴体制の整備」に準ずる。
複合災害対策	※風水害対策計画 第1章・第2節・第16「複合災害対策」に準ずる。
防災訓練の実施	※風水害対策計画 第1章・第2節・第17「防災訓練の実施」に準ずる。
住民防災活動の環境整備	※風水害対策計画 第1章・第3節・第2「住民防災活動の環境整備」に準ずる。
要配慮者対策	※風水害対策計画 第1章・第4節「要配慮者対策」に準ずる。
帰宅困難者対策	※風水害対策計画 第1章・第5節・第1「帰宅困難者対策」に準ずる。
災害廃棄物対策	※風水害対策計画 第1章・第5節・第2「災害廃棄物対策」に準ずる。
罹災証明書の発行体制	※風水害対策計画 第1章・第5節・第3「罹災証明書の発行体制」に準ずる。

第2章 災害応急対策

災害応急対策の実施に当たっては、住民に最も身近な行政主体として、第1次的には町が当たり、県が、町を支援するとともに広域にわたり総合的な処理を必要とする対策に当たる。また、町の対応能力を超え、県の支援を受けてもなお不足するような大規模災害の場合には、国が積極的に災害応急対策を支援することとなっている。

地震発生後、防災関係機関は最初に被害規模等の情報を収集し、関係機関に連絡し、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進める。さらに、避難対策、必要な生活支援(食料、水等の供給)を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害(風水害、建築物倒壊など)の防止を行う。

なお、本計画では標準的な対策を記述しているため、実際の活動に当たっては、当該災害の態様、規模等に応じ、本計画の内容を選択又は補足する必要がある。

(注) 本章において、各種災害対策の町の担当部署は、原則として明和町災害対策本部の部の名称を記載しており、災害対策本部が設置されていない状況においては、部を構成する課が担当する。

第1節 地震発生直後の情報収集・連絡及び通信の確保

項目	主担当及び関係機関
第1 地震情報の収集・伝達	防災総括部、各防災関係機関
第2 災害情報の収集・連絡	各部、各防災関係機関
第3 通信手段の確保	防災総括部、各防災関係機関

地震が発生した場合、地震情報(震度、震源、規模、地震活動の状況等)、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。

このため地震の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行うことが重要である。

第1 地震情報の収集・伝達

町(防災総括部)及び各防災関係機関は、防災情報通信ネットワーク等を通じて、気象庁及び前橋地方気象台が発表する地震情報を速やかに確認し、関係者に伝達する。

なお、通信回線の障害・不通時は、テレビ・ラジオ等から情報を入手する。

また、緊急地震速報により町内の震度が5弱以上と発表された場合は、J-ALERTによる町防災行政無線(同報系)の自動放送や緊急速報メール(エリアメール)の発信を行う。

気象庁は最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域(明和町は「群馬県南部」)に対し、緊急地震速報(警報)を発表するほか、次の基準により、震度、震源等に関する情報を発表する。

第2章 災害応急対策 第1節 地震発生直後の情報収集・連絡及び通信の確保

地震情報の種類・発表基準等

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（明和町は「群馬県南部」）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報 （注1）	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報 （注1）	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
長周期地震動に関する情報	地震情報（各地の震度に関する情報）を発表した市町村のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合。	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点毎の長周期地震動階級等を地震発生から10分程度で発表

（注1）気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

第2 災害情報の収集・連絡

1 情報収集担当

※風水害対策計画 第2章・第2節・第1・1「情報収集担当」に準ずる。

2 町の情報収集・連絡

(1) 情報収集

町（各部）は、担当する情報項目について関係機関及び団体、区長等の協力を得て情報収集及び調査を実施する。防災総括部は、各部が収集・調査した情報を集約し、本部長に報告する。

なお、行方不明者については住民登録の有無にかかわらず、警察等関係機関の協力を得て正確な情報収集に努め、搜索・救助等に活用する。

(2) 情報連絡

町（防災総括部）は次の災害報告要領等に基づき、国、県への災害報告を行う。

ア 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告

(ア) 消防庁の「災害報告要領」及び「火災・災害等即報要領」の規定に基づき、被害規模の概括的情報を含め、人的被害、住家被害、応急対策活動状況等の情報を把握できた範囲から直ちに館林行政県税事務所を経由して県危機管理課に報告する。

行政県税事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は危機管理課に直接報告し、いずれにも連絡がつかない場合は消防庁に直接報告する。

被害の拡大が予想されるときは、館林行政県税事務所から町に職員が派遣され、連絡に遺漏がないよう配慮される。

(イ) 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

(ウ) 応援の必要性については、時期を逸することなく連絡する。

(エ) 具体的な報告方法は次による。

① 災害概況即報

次に基準に該当する災害について覚知後30分以内に「火災・災害等即報要領」第4号様式（その1（災害概況）即報）により報告する。

1. 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 県又は町が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので、本県における被害は軽微であつても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- 4) 気象業務法第13条の2に規定する特別警報が発表されたもの
- 5) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

2. 個別基準

- 1) 震度5弱以上を記録したもの
- 2) 人的被害又は住家被害を生じたもの

3. 社会的影響基準

- 1) 上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

② 被害状況即報

災害概況即報の後「火災・災害等即報要領」第4号様式（その2（被害状況即報））により報告する。報告の頻度は次による。

- ・第1報は、被害状況を確認し次第報告。

第2章 災害応急対策 第1節 地震発生直後の情報収集・連絡及び通信の確保

- ・第2報以降は、人的被害に変動がある場合は1時間ごとに報告。
人的被害が変動せず、その他の被害に変動がある場合は3時間ごとに報告。
- ・災害発生から24時間経過後は、被害に変動がある場合に6時間ごとに報告。

③ 災害確定報告

応急対策を終了した後、10日以内に「災害報告取扱要領（災害確定報告）」により報告する。

イ 災害対策基本法及び消防組織法に基づかない連絡

町（各部）は、各行政分野の災害情報を、それぞれの関係法令等に基づき、県の関係課又は関係地域機関その他関係機関に連絡する。

ウ 情報共有

町（防災総括部）は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図る

3 消防本部の情報収集・連絡

※風水害対策計画 第2章・第2節・第1・3「消防本部の情報収集・連絡」に準ずる。

4 その他の防災関係機関における収集・連絡

※風水害対策計画 第2章・第2節・第1・4「その他の防災関係機関における収集・連絡」に準ずる。

第3 通信手段の確保

※風水害対策計画 第2章・第2節・第2「通信手段の確保」に準ずる。

第2節 活動体制の確立

項目	主担当及び関係機関
第1 町の職員配備	各部
第2 町の本部設置	各部
第3 広域応援の要請	防災総括部、館林地区消防組合、県
第4 自衛隊の災害派遣要請	防災総括部、消防部、館林地区消防組合、県、館林警察署

町及び各防災関係機関は、災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、災害を防止し、又は被害を最小限に止める活動体制及び応援協力体制を速やかに確立する。

第1 町の職員配備

1 配備態勢の決定

(1) 配備

地震が発生した場合、次の基準により町職員の配備態勢をしく。

町（防災総括部）は、次の基準に関する情報の収集、監視を行い、基準に該当するおそれがある場合は直ちに総務課長にその旨を報告する。なお、勤務時間外に宿日直者が配備基準に該当する情報や通報等を受信したときは、直ちに総務課長にその旨を報告する。

基準に該当する場合、又は該当するおそれがある場合、総務課長は町長にその旨を報告し、町長は配備態勢を決定する。

態勢	配備基準（具体的な目安）	配備体制（配備職員数の目安）
1号 動員	かなりの被害が発生し、又は発生するおそれが認められるとき。 ・町内で震度5弱を観測【自動配備】 ・町内の震度が不明で、隣接市町村の震度も不明又は5弱【自動配備】	災害警戒本部を設置し、各部の必要人員をもって、小規模災害に対処し得る態勢（全職員の45%）
2号 動員	相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれが認められるとき。 ・町内で震度5強を観測【自動配備】 ・町内の震度が不明で、隣接市町村の震度も不明又は5強【自動配備】	災害警戒本部を設置し、中規模災害に対処し得る態勢（全職員の80%）
3号 動員	大規模な災害が発生し、又は発生するおそれが認められるとき。 ・町内で震度6弱以上【自動配備】 ・町内の震度が不明で、隣接市町村の震度も不明又は6弱以上【自動配備】 ・災害救助法の適用基準に該当	災害対策本部を設置し、大規模災害に対処し得る態勢（全職員）

(2) 配備職員

※風水害対策計画 第2章・第3節・第1・1・(2)「配備職員」に準ずる。

2 職員の動員

配備態勢が決定した場合、総務課長は、副町長、教育長、消防署長、消防団長、各課長へその旨を連絡する。また、各課長は所属職員に連絡する。

その他勤務時間の内外に応じて次の方法で配備態勢を連絡し、動員を指示する。

(1) 勤務時間内

総務課長は、庁内放送で配備態勢等を周知する。

各職員は、正規の勤務時間が終了しても所属長の指示があるまで退庁せず待機する。

(2) 勤務時間外

ア 動員連絡

各課長は、あらかじめ作成した連絡網により所属職員に連絡する。なお、電話等の輻輳により連絡が困難な場合は、必要に応じて防災行政無線放送で配備態勢を周知する。

イ 待機行動

各職員は、地震情報をテレビ、ラジオ、インターネット等で収集する。また、自らの配備基準に該当する事態が発生し、又は発生すると予想される場合は、動員に備えて自宅等で待機する。ただし、町内の震度が5弱以上又は不明で、自らの配備基準に該当する場合は、動員の指示を待つことなく、自主的に参集を開始する。

ウ 参集行動

勤務時間外に動員の指示を受けた場合、又は、町内の震度が5弱以上又は不明のため自主的に参集を開始する場合、職員は通常の勤務場所に参集する。

参集途上においては可能な限り被害状況等の把握に努め、参集後直ちに参集施設の責任者に報告する。なお、災害の状況により参集場所への移動が不可能な場合は最寄りの町の施設に参集し、当該施設の責任者の指示に基づいて災害対策に従事する。

また、指定緊急避難場所開設担当職員（注）は、あらかじめ指定された指定緊急避難場所に参集し、避難者の受入れを行う。

（注）「指定緊急避難場所開設担当職員」は、毎年度当初に町長が任命する。

第2 町の本部設置

1 災害対策本部等の設置

(1) 設置基準

次のいずれかの基準に該当するときは、明和町災害対策本部又は明和町災害警戒本部（以下「町本部」という。）を設置する。

種別	設置者	設置基準	廃止基準
災害対策本部	町長	1) 町内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害について災害救助法が適用されたとき、又は適用される見込みのとき。 2) 町内で震度6弱以上を観測したとき。 【自動設置】 3) 町内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害の態様、規模又は社会的影響等から見て、その対応について町長による指揮が望ましいと認めるとき。	1) 災害が発生する危険が解消したと認めるとき、又は災害警戒活動が概ね終了したと認める場合。
災害警戒本部	総務課長	1) 町内で震度5弱又は5強を観測したとき。【自動設置】 2) 町内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害の態様、規模又は社会的影響等から見て、その対応について関係部署相互の緊密な連絡・調整が必要と認めるとき。	1) 災害が発生する危険が解消したと認めるとき、又は災害応急対策が概ね終了したと認める場合。 2) 災害対策本部を設置したとき。

(2) 設置場所

町（防災総務部）は、明和町役場庁舎に本部を設置する。なお、被災等により庁舎が使用できない場合は、中央公民館に設置する。

また、設置した施設の正面玄関等に、「明和町災害対策本部」の看板を設置する。

(3) 設置の通知

町（防災総務部）は、町本部を設置又は廃止したときは、直ちに消防本部、館林警察署、県（危機管理課、館林行政県税事務所）、報道機関その他関係機関に、県防災行政無線、電話、ファックス等でその旨を通知する。

また、職員に対しては動員連絡の方法に準じて周知するほか、住民等に対しては防災行政無線、お知らせメール等で広報する。

2 災害対策本部組織の確立・運営

※風水害対策計画 第2章・第3節・第2・2「災害対策本部組織の確立・運営」に準ずる。

3 災害警戒本部組織の確立・運営

※風水害対策計画 第2章・第3節・第2・3「災害警戒本部組織の確立・運営」に準ずる。

第3 広域応援の要請

※風水害対策計画 第2章・第3節・第3 「広域応援の要請」に準ずる。

第4 自衛隊の災害派遣要請

※風水害対策計画 第2章・第3節・第4 「自衛隊の災害派遣要請」に準ずる。

第3節 消火、救助・救急及び医療活動

項目	主担当及び関係機関
第1 消火活動	消防部、館林地区消防組合、各事業所、自主防災組織
第2 救助・救急活動	消防部、県、館林地区消防組合、館林警察署、各事業所、自主防災組織、住民、自衛隊
第3 医療活動	健康こども部、県、館林保健福祉事務所、(一社)館林市邑楽郡医師会、(一社)館林邑楽歯科医師会、(一社)群馬県薬剤師会(館林邑楽薬剤師会)

災害発生後、被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うことを、住民の生命・身体の安全を守るための最優先課題とする。

第1 消火活動

1 住民及び自主防災組織による消火活動

大規模地震発生直後は、建築物の倒壊、道路施設の損壊等により道路交通網が寸断され、消防機関による消火活動が一時的に機能しない事態が予測されるため、住民及び自主防災組織は、自発的に初期消火活動を行うとともに消防機関に協力する。

2 企業による消火活動

企業は、自らの事業所から出火したときは、その初期消火に努める。なお、自衛消防隊を組織する企業は、近隣で発生した火災について、その消火に協力する。

3 消防機関による消火活動

町(消防部)の消火活動は館林地区消防組合消防計画によるものとし、次の点に留意して実施する。

ア 速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に、同時多発的に火災が発生し対応ができなくなった場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め、迅速な消火に努める。

イ 管内の消防力では対応できないと認めるときは、直ちに広域応援協定等に基づき広域応援を求める。

ウ 消防本部(館林地区消防組合)は、他の都道府県の消防機関(「緊急消防援助隊」を含む。)の応援を必要とするときは、消防組織法第44条第1項の規定に基づき、災害対策本部長に応援等を要請するものとする。

なお、緊急消防援助隊の応援要請者は知事であるので、災害対策本部長が知事に対して応援等要請のための連絡をする。

4 被災地域外の消防機関としての応援

町(消防部)は、町が被災地域外である場合、被災地域の消防機関からの要請又は相互応援協定等に基づき、迅速かつ円滑な応援に努める。

第2 救助・救急活動

第2章 災害応急対策 第3節 消火、救助・救急及び医療活動

※風水害対策計画 第2章・第5節・第1「救助・救急活動」に準ずる。

第3 医療活動

※風水害対策計画 第2章・第5節・第2「医療活動」に準ずる。

第4節 避難の受入活動

項目	主担当及び関係機関
第1 避難誘導	防災総括部、介護福祉部、学校教育部、生涯学習部、消防部、館林警察署
第2 避難場所の開放・避難所の開設・運営	防災総括部、介護福祉部、学校教育部、生涯学習部、指定緊急避難場所開設担当職員
第3 応急仮設住宅等の提供	都市建設部、県
第4 広域一時滞在	防災総括部、県
第5 広域避難者の受入れ	防災総括部、学校教育部、生涯学習部、県

第1 避難誘導

※風水害対策計画 第2章・第1節・第2「避難誘導」に準ずる。

第2 避難場所の開放・避難所の開設・運営

1 指定避難場所の開放

- (1) 町（防災総括部）は、町内で震度5強以上を観測した場合、指定緊急避難場所を住民等に周知する。
- (2) 町（防災総括部）は、緊急避難場所を周知したときは、速やかに県（行政県税事務所を經由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課）、館林警察署、消防署等に連絡する。

【資料編29P】指定緊急避難場所・指定避難所等一覧

2 指定避難所の開設

- (1) 町（防災総括部）は、住居が被災した住民等が一時滞在するための避難所を状況に応じて設定し、住民等に周知する。また、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、当該施設の管理者の同意を得て避難所として設定する。
 なお、震度5強以上を観測したときは、指定緊急避難場所開設担当職員が拠点となる指定避難所に直行して避難所の開設及び初期運営を行うものとし、原則として避難所開設から3日後に避難所担当部（学校教育部、生涯学習部）が派遣する「避難所管理職員」に交替する。その他の指定避難所の開設及び運営は避難所担当部（学校教育部、生涯学習部）が派遣する「避難所管理職員」が行う。
- (2) 町（介護福祉部）は、災害の規模や予測される避難期間等を勘案し、要配慮者の避難生活の負担を軽減するため、事前に指定又は協定を締結した施設を福祉避難所として開設する。
- (3) 町（防災総括部）は、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。
- (4) 町（防災総括部）は、指定避難所及び福祉避難所を開設したときは、開設の状況を速やかに県（行政県税事務所を經由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は直接県危機管理課）、警察署、消防署等に連絡する。
- (5) 町（防災総括部）は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合

や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

3 避難者に係る情報の把握

※風水害対策計画 第2章・第7節・第1・3「避難者に係る情報の把握」に準ずる。

4 避難者に対する情報の提供

※風水害対策計画 第2章・第7節・第1・4「避難者に対する情報の提供」に準ずる。

5 良好な生活環境の確保

※風水害対策計画 第2章・第7節・第1・5「良好な生活環境の確保」に準ずる。

6 要配慮者への配慮

※風水害対策計画 第2章・第7節・第1・6「要配慮者への配慮」に準ずる。

7 男女のニーズの違い等の配慮

※風水害対策計画 第2章・第7節・第1・7「男女のニーズの違い等の配慮」に準ずる。

8 在宅避難者等への配慮

※風水害対策計画 第2章・第7節・第1・8「在宅避難者等への配慮」に準ずる。

9 指定避難所の早期解消

※風水害対策計画 第2章・第7節・第1・9「指定避難所の早期解消」に準ずる。

第3 応急仮設住宅等の提供

※風水害対策計画 第2章・第7節・第2「応急仮設住宅等の提供」に準ずる。

第4 広域一時滞在

※風水害対策計画 第2章・第7節・第3「広域一時滞在」に準ずる。

第5 広域避難者の受入れ

※風水害対策計画 第2章・第7節・第4「広域避難者の受入れ」に準ずる。

第5節 二次災害の防止活動

項目	主担当及び関係機関
第1 水害対策	防災総括部、都市建設部、館林土木事務所、利根川上流河川事務所、渡良瀬川河川事務所、前橋地方気象台
第2 被災建築物及び被災宅地の二次災害防止対策	都市建設部、県
第3 危険物等の二次災害対策	産業環境部、消防部、県、館林警察署、危険物等管理者

地震後の降雨等により、建築物や構造物の倒壊、河川の氾濫等が発生する事態に備え、施設の点検や危険度判定等の対策を速やかに実施する。

第1 水害対策

- (1) 河川管理者（都市建設部、館林土木事務所、利根川上流河川事務所、渡良瀬川河川事務所）、農業用排水施設管理者その他の水門、水路等の管理者は、余震又降雨等による二次的な水害等の危険箇所の点検を専門技術者等を活用して行う。
- (2) 上記点検の結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、施設の補強、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、町（防災総括部）は、災害発生のおそれがある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。
- (3) 前橋地方気象台及び洪水予報河川の管理者（利根川上流河川事務所、渡良瀬川河川事務所）は、必要に応じて、洪水警報等の発表基準の引下げを実施する。

第2 被災建築物及び被災宅地の二次災害対策

- (1) 町（都市建設部）は、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を活用して建築物及び宅地の危険度判定を速やかに行う。また、必要に応じて応急措置を行うとともに、二次災害の発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。
- (2) 判定士の確保が困難な場合は、県（建築課）に応援派遣を要請する。

第3 危険物等の二次災害対策

- (1) 消防法に定める危険物その他の火災や爆発を引き起こすおそれのある物質を貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、火災や爆発による二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行う。また、火災や爆発のおそれが生じた場合は、直ちに応急措置を講ずるとともに、当該物質の取扱規制担当官公署、消防署、警察署等に連絡する。
- (2) 毒物・劇物その他の有害物質を貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、有害物質の漏洩による二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行う。また、漏洩のおそれが生じた場合は、速やかに当該物質の取扱規制担当官公署、消防署、警察署等に連絡する。
- (3) 県（消防保安課、薬務課、環境保全課、東部環境事務所）、警察署、町（消防部、産業環境部）は、危険物、有害物質の漏洩及び石綿の飛散等による二次災害を防止するため、必要に応じ、危険物、有害物質等を貯蔵し、又は取り扱う施設の緊急立入検査、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

第6節 その他の応急対策

その他、次の災害応急対策事項は、風水害対策計画に準じて実施する。

対策項目	参照先
緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	※風水害対策計画 第2章・第6節「緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動」に準ずる。
飲食料、生活必需品、燃料の調達、供給活動	※風水害対策計画 第2章・第8節「飲食料、生活必需品、燃料の調達、供給活動」に準ずる。
保健衛生、廃棄物処理、遺体の処置等	※風水害対策計画 第2章・第9節「保健衛生、廃棄物処理、遺体の処置等」に準ずる。
被災者等への的確な情報伝達	※風水害対策計画 第2章・第10節「被災者等への的確な情報伝達」に準ずる。
社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動	※風水害対策計画 第2章・第11節「社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動」に準ずる。
施設、設備の応急復旧活動	※風水害対策計画 第2章・第12節「施設、設備の応急復旧活動」に準ずる。
自発的支援の受入れ	※風水害対策計画 第2章・第13節「自発的支援の受入れ」に準ずる。
要配慮者対策	※風水害対策計画 第2章・第14節「要配慮者対策」に準ずる。
その他の災害応急対策	※風水害対策計画 第2章・第15節「その他の災害応急対策」に準ずる。

第3章 災害復旧・復興対策

※風水害対策計画 第3章「災害復旧・復興対策」に準ずる。